

**社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会
かながわ福祉サービス第三者評価推進機構
障害者グループホーム第三者評価事業実施要綱**

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会かながわ福祉サービス第三者評価推進機構（以下「推進機構」という。）運営要綱第3条に基づき、障害者グループホーム第三者評価の実施に関する必要な事項を定め、障害者グループホームのサービスの質の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において第三者評価の対象とする障害者グループホームとは、障害者総合支援法に規定する「共同生活援助」をいう。

(評価機関)

第3条 障害者グループホーム第三者評価は、推進機構福祉サービス第三者評価機関認証要綱に基づき認証された評価機関（以下「評価機関」という。）が行うものとする。

(評価調査者)

第4条 障害者グループホーム第三者評価の評価調査は、推進機構登録評価調査者が実施するものとする。

(評価調査活動)

第5条 障害者グループホーム第三者評価の実施は、推進機構福祉サービス第三者評価機関認証要綱第5条によるものとする。但し、評価基準及び評価手法の詳細については「障害者グループホーム第三者評価の手引き」に基づき実施するものとする。

(評価結果の公表)

第6条 評価結果の公表は、推進機構評価結果等公表要綱に基づいて行う。但し、評価結果の公表様式は「障害者グループホーム第三者評価の手引き」に定めるものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、障害者グループホーム第三者評価の実施に必要な事項は、「障害者グループホーム第三者評価の手引き」に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成23年2月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。